

茅野市永明寺山公園墓地

# 第2合葬式墓地募集要項

合葬式墓地の利用を希望される方は、この「茅野市永明寺山公園墓地第2合葬式墓地使用者募集要項」を確認の上、お申し込みください。



正面



納骨室（共同埋葬用納骨箱）



納骨室（個別埋葬用納骨棚）



※スマートフォンをお持ちの方はこちらのQRコードを読み取りください。

○申込先 茅野市役所 1階 市民課 市民係 （4番窓口）

## 1 合葬式墓地の概要

永明寺山公園墓地内に「第2合葬式墓地」が完成しました。合葬式墓地とは、ひとつの大きなお墓にご遺骨を他の方と一緒に埋葬する形式のお墓で、市が永年管理します。

この合葬式墓地にご遺骨を埋蔵する方法はふたつの方法があり、ひとつは個別埋蔵方式といって納骨室内に設置してある納骨棚にご遺骨を15年間安置し、15年後にご遺族立会で納骨箱（カロート）に共同埋蔵します。もうひとつは共同埋蔵方式といって納骨箱（カロート）にご遺骨を直接埋蔵します。この共同埋蔵方式は、直接納骨箱（カロート）への共同埋蔵となりますので、埋蔵後にご遺骨の引取りや改葬することはできません。

個別・共同とも納骨後の参拝は、合葬式墓地の建物内部には入れませんので建物前の参拝場所で行います。

## 2 申し込み先及び受付期間

申し込み先：茅野市役所 市民課 市民係（4番窓口）

申し込み開始：令和3年（2021年）5月10日（月）から

## 3 合葬式墓地の募集件数・使用料

募集件数

個別埋葬方式	360件
共同埋葬方式	560件

使用料

個別埋蔵方式 1体	150,000円
共同埋蔵方式 1体	50,000円

※石板への刻名は使用許可者が行ってください。

※管理料はかかりません。

※共同埋蔵方式の場合は納入された使用料はお返しできません。個別埋蔵方式の使用を中止する場合は下記の区分により使用料を還付します。

- 1) 許可を受けた日から1年以内 60パーセント
- 2) 許可を受けた日から1年を超え3年以内 40パーセント
- 3) 許可を受けた日から3年を超え5年以内 20パーセント

## 4 申し込み要件

次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 焼骨を所持している方。

- ・本市に住所又は本籍を有していること。
- ・永明寺山公園墓地の使用権を有していないこと。（ただし、承継による場合を除く）

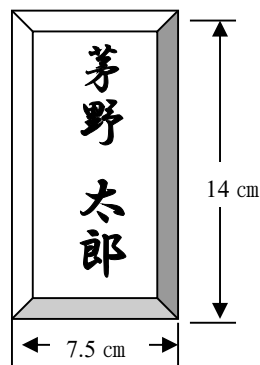
(2) 将来において自己の焼骨を埋蔵しようとする方。

- ・本市に住所又は本籍を有している方で、申込者本人が利用すること。
- ・永明寺山公園墓地の使用権を有していないこと。（ただし、承継による場合を除く）
- ・焼骨を埋蔵する際の立会人が選定されていること。

※（1）（2）の場合とも分骨によるお申し込みはできません。

## 5 石板への記名

永明寺山公園墓地使用許可証の交付にあわせ、合葬式墓地内に設置されている被埋蔵者名揭示用石碑に氏名を刻むための石板をお渡しします。下記の方法により氏名を刻んでいただき、納骨時に市民課へ提出してください。



### 記名の方法

原則として、被埋蔵者の生前の氏名を記入することとし、戒名やメッセージ等の記名はできません。また、以下の内容については揭示できません。

- 宗教に関するもの。
- 公序良俗に反するもの。
- その他公園墓地の管理上不相当と認められるもの。

## 6 焼骨の容器の基準

容器の大きさは、幅22cm以下 高さ26cm以下 奥行き22cm以下のもの、材質は陶磁器等焼骨の埋蔵に適したものを使用してください。また、箱等の外装を施すことはできません。

合葬式墓地には、ご位牌等、焼骨及び焼骨の容器以外のものはお納めできません。

## 7 合葬式墓地の使用許可の手続き

記入例を参照し、永明寺山公園墓地使用許可申請書に必要事項をご記入ください。

様式第1号（第6条関係）

### 永明寺山公園墓地使用許可申請書

(宛先) 茅野市長

○年 ○月 ○日

**記入例**

申請者	本籍	長野県茅野市塚原1234番地
	住所	長野県茅野市塚原1234番地
	氏名	茅野太郎
	連絡先	0266-12-3456

下記のとおり、永明寺山公園墓地を使用したいので申請します。

<input checked="" type="radio"/>	墓地区画の申し込み		
聖域番号	号	聖地番号	の
連帯保証人 (聖地管理人)	本籍		
	住所		
	氏名	Ⓜ (実印)	
	申請者との関係	電話番号	
添付書類	・申請者 (1) 住民票の写し ・連帯保証人(聖地管理人) (1) 住民票の写し (2) 印鑑登録証明書		

<input checked="" type="radio"/>	合葬式墓地の申し込み	<input type="radio"/>	共同埋蔵場所希望	<input type="radio"/>	個別埋蔵場所希望
被埋蔵者	本籍	長野県茅野市塚原1234番地			
	住所	長野県茅野市塚原1234番地			
	氏名	茅野太郎	申請者との関係	本人	
	本籍	長野県茅野市塚原1234番地			
立会人 (申請者と被埋蔵者が同一の場合)	住所	長野県茅野市塚原1234番地			
	氏名	茅野花子 Ⓜ (実印)			
	申請者との関係	妻	電話番号	0266-12-3456	
	添付書類	・申請者 (1) 住民票の写し ・立会人 (1) 住民票の写し (2) 印鑑登録証明書 ・被埋蔵者 (1) 住民票の除票の写し (申請者と同じ場合は不用)			

申請者と被埋蔵者が同一の場合は、立会人欄へ記入してください。

上記の申請を許可してよろしいでしょうか。				受付番号	第	号	
部長	課長	係長	係	受付日	年	月	日
				起案日	年	月	日
				決裁日	年	月	日
聖地	許可番号	第	号	使用料			円
				予納金			円
合葬式墓地	共同埋蔵場所許可番号	第	号	使用料			円

## 8 申込みから使用開始までの流れ

### (1) 提出書類の準備

本書に記載されている申し込み要件を確認のうえ、必要書類をご用意ください。  
提出書類については「永明寺山公園墓地使用許可申請書」の他に、次の書類が必要です。

#### ① 既に焼骨を所持している方

- ・申請者本人の住民票の写し
- ・被埋蔵者の住民票の除票の写し

#### ② 将来において自己の焼骨を埋蔵しようとする方

- ・申請者本人の住民票の写し
- ・立会人の住民票の写し
- ・立会人の印鑑登録証明書

市民課・市民係  
(4番窓口)

### (2) 許可申請書の記入及び書類の提出

提出された書類及び使用許可申請書の記載内容の確認をさせていただきます。  
(本籍地が茅野市で市外在住等、遠方の場合は郵送でも受け付けます。)

### (3) 使用許可についての説明

使用許可にあたり注意事項等を説明させていただきます。

### (4) 永明寺山公園墓地使用許可証の交付

申込後、使用料の納入通知書をお渡ししますので、指定の金融機関でお納めください。入金  
の確認ができましたら、「永明寺山公園墓地使用許可証」及び記名用の「石板」をお渡し  
します。

### (5) 合葬式墓地への納骨

納骨する場合は、納骨する日の5日前までに下記のお問い合わせ先へご連絡いただき日  
時等の打合せをします。

納骨時に「埋葬許可証」又は「改葬許可証」及び刻名した「石板」を職員へ提出してく  
ださい。

## 9 案内図



ビーナスラインを諏訪インター方面から、  
蓼科方面へ向かい「北原石材店」様前信号  
を左折してください。左折後は、道なりに  
まっすぐお進みください。

カーナビの目的地設定の住所は、  
「茅野市塚原一丁目2番」です。

市役所より車で約5分、徒歩で約15分。

お問い合わせ先

茅野市役所 市民環境部 市民課 市民係

電話 (0266) 72-2101 内線 254

FAX (0266) 82-0238

Mail: [shimin@city.chino.lg.jp](mailto:shimin@city.chino.lg.jp)